

農業次世代人材投資資金

(経営開始型)

2021 阿波市

農業を始める。



【お問い合わせ】

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所 農業振興課

電話 0883-36-8720

FAX 0883-36-8762

初めに・・・

農業次世代人材投資事業（経営開始型）とは？

旧青年就農給付金事業で、次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置づけられ、原則として50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、年間最大150万円を最長5年間交付する事業です。

★★★★申請者の要件等★★★★

基本要件

次の1～10までの要件をすべて満たすこと

要件1 独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

ポイント！ 認定新規就農者とは？

農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

- ・青年等就農計画には年間農業所得及び年間労働時間の現状及び5年後の目標を記載します。

阿波市の5年後の目標の基準は次のとおり

- ・年間農業所得（収入－経費）：200万円以上（県基本方針と同程度）
- ・年間労働時間：2,000時間以内（40時間×50週）

要件2 独立・自営就農であること

- ・自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
~~・農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の交付期間中に所有権移転すること。【令和元年度より緩和】~~
 - ・農地を用いない農業（畜産等）の場合は不要
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権（意思決定など）を有している。

ポイント！ 青年等就農計画等とは？

農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請添付書類を添付したもの。

▼以下の添付が必要です。

- 別添 1：収支計画
- 別添 2：履歴書
- 別添 3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添 4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 別添 5：経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
- 別添 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添 7：通帳の写し
- 別添 8：経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）
- 別添 9：市税等納税状況調査同意書
- 別添 10：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添 11：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）
- 別添 12：経営開始 4 年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始 3 年目の所得、収支を確認できる書類（決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等）

要件3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

- ・独立・自営就農 5 年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること

要件4 実質化された「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

ポイント！ 「人・農地プラン」とは？

集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための設計図のことをいいます。

要件5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業、経営承継・発展支援事業補助金による助成を受けておらず、かつ過去にも受けていないこと。

- ・雇用保険に加入された経験のある方は、農業次世代人材投資事業資金申請追加資料の提出時に、雇用保険被保険者離職票の原本を提示する必要があります。
離職票の交付を希望されなかった方は、雇用保険被保険者質喪失確認通知書（被保険者通知用）の写しを提出していただきます。

要件6 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること

- ・要件2 で掲げた添付の「別添 10」で確認します。
- ・600 万円を越える場合であっても、生活費の確保の観点から必要であるとする切実な事情が証明できる場合に限り採択が可能です。

要件7 地域における将来の農業の担い手としての自覚があること

就農する地域における将来の農業の担い手として、地域コミュニティへの積極的な参加に努め、地域農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があるか採択時の面接等において確認します。

要件8 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること

ポイント! 農業経営を開始とは？

要件2で掲げた独立・自営就農に必要な①～⑤の要件のうち、もっとも早く要件を満たした時点のことをいいます。

・本事業の交付期間は農業経営を開始してから最長5年間となるため、1年経過するたびに、交付期間は1年度分ずつ少なくなります。

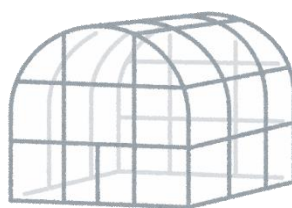
・交付対象者が農業に従事してないにも関わらず、過去に相続等で農地の所有権または利用権を取得していた場合は、就学や就業等で農業に従事しなかった事実を証明することで、該当する期間は農業経営を開始していないものとみなします。

要件9 市税等に滞納がないこと

・市税等納税状況調査同意書を提出していただきます。

要件10 園芸施設共済等に参加、又は加入見込みがあること

・園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、気象災害等で被災した際、円滑に施設の補修及び再取得が図れるよう、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険への加入等が必要です。



追加要件 経営の全部または一部を継承する場合は、**基本要件**の1～10に加えて、下記の11～12の要件をすべて満たすこと

要件11 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、農業経営を開始すること

ポイント！ 農業経営に従事とは？原則として次のいずれかの時点をいいます。

- ① 最終学歴の教育機関等を卒業（修了）した翌日
 - ② 最終職歴の企業等を退職した翌日
- ※①、②については遠隔地に居住していた事実を住民票で確認できる場合等、農業経営に従事していない事実を証明できる場合は、この限りではありません。
- ③ 親の経営の事業専従者となった時点
- ・経営を継承する場合は、事業専従者履歴の確認の為、経営の最新の確定申告書の控えの写しを提出していただきます。
 - ・専従者給与（青色申告）や専従者控除（白色申告）が確認された場合は、農業経営に従事した時期を特定するため、さらに過去の確定申告書の控えの写しを提出していただきます。

要件12 交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行う。

- ・栽培面積の拡大のみでは対象外、新規参入者と同等のリスクを負う経営であること
- ・なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。



★★★★★交付対象の特例★★★★★

1 夫婦ともに就農する場合

・夫婦で農業経営を開始し、次の要件をすべて満たす場合は、交付期間 1 年につき、夫婦合わせて 1.5 人分を交付する。

- ① 家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であることが規定されていること
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
- ③ 夫婦共に実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ又は位置づけられることが確実なこと。

2 複数の新規就農者が農業法人を新設し、共同経営する場合

・新規就農者それぞれに交付する。ただし、経営開始後 5 年以上経過している農業者（資金の交付を受けている場合は、その 5 年度を超える農業者）が法人の役員に 1 人でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

★★★★★交付の停止・返還★★★★★

・次のいずれかに該当する場合は資金の交付を**停止**します。

- ① これまで掲げてきた交付要件を満たさなくなった場合
- ② 農業経営を中止した場合
- ③ 農業経営を休止した場合
- ④ 就農状況報告、住所変更報告等を行わなかった場合
- ⑤ 就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合
 - ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合
 - イ 耕作すべき農地を遊休化した場合
 - ウ 農作物を適切に生産していない場合
 - エ 農業従事日数が一定未満（年間 150 日かつ 1,200 時間）である場合
 - オ 改善指導を受けたにも関わらず、改善に向けた取組を行わない場合

- ⑥ 国が実施する報告の徴収又は立ち入り検査に協力しない場合
- ⑦ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合
※その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開できる。
- ⑧ 中間評価により「B評価」と判断された場合
- ⑨ 市税等に滞納があった場合
- ⑩ 経営発展資金の交付を受けた場合

・次のいずれかに該当する場合は**返還**となります。

- ① 交付停止事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む）の資金を月単位で返還する。
※病気や災害等のやむを得ない事情として市が認めた場合はこの限りではない
- ② 虚偽の申請等を行った場合、交付した資金の全額を返還する。
- ③ ~~親族から貸借している農地が主である場合において交付期間中に所有権移転しなかった場合、資金の全額を返還する。【平成30年度採択者まで】~~
- ③ **交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合**
※交付済みの資金総額に営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。

★★★★サポートチーム★★★★

新規就農者が抱える「経営・栽培技術」※、「営農資金の確保」、「農地の確保」の各課題に対応できるよう、事業採択時に専属の担当者を決め、交付期間中、栽培技術や経営確立に向けた指導、相談等のサポートを実施します。

※農業技術のほか、地域に溶けこむため地域生活等の諸問題に対して適切な助言及び指導が可能な**農業者**（親族以外）が参加する必要があります。

申請者の方自身で選任していただき、選任した理由を報告してください。

★★★★★ その他 ★★★★★

1 交付金額

- ・ 経営開始 1 年目～3 年目は 1 5 0 万円
- ・ 経営開始 4 年目～5 年目は 1 2 0 万円

★★★★★ 交付開始後 ★★★★★

1 作業日誌の記録（毎日）

・ 交付期間中と、交付終了後 5 年間は、毎日の作業内容等を記録し、就農状況報告時に作業日誌として提出する必要があります。作業日誌には、日時、作業内容、作業時間の 3 要素が必要です。

2 通帳と帳簿の記帳（定期的に）

・ 交付期間中と、交付終了後 5 年間は、定期的に通帳と帳簿の記帳を行ってください。

ポイント！ 帳簿に記帳する内容は？

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

3 就農状況報告の提出（7 月下旬、1 月下旬）

・ 交付期間中と、交付終了後 5 年間は、毎年 7 月と 1 月に、それぞれ 1～6 月分と、7～12 月分の就農状況報告を提出する必要があります。

報告を行わない場合は交付が停止され、返還となります。

| | | |
|---|-------------|----------------------------|
| 1 | 必須 | 就農状況報告（独立・自営就農） |
| 2 | 必須 | 作業日誌の写し（1～6 月分または 7～12 月分） |
| 3 | 必須 7 月のみ | 決算書及び所得証明書の写し |

| | | |
|---|-------|---|
| 4 | 必須 | 通帳及び帳簿の写し（1～6月分または7～12月分） |
| 5 | 該当者のみ | 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書の写し （報告対象期間中に変更があった場合のみ） |
| 6 | 該当者のみ | 新たに取得した農業機械・施設の写真 （報告対象期間中に変更があった場合のみ） |

4 就農状況確認の受入（就農状況報告後）

・阿波市と関係機関は、計画的な就農ができているかどうか、交付対象者のほ場等の現地確認を行い、必要な場合には改善指導を行います。

※改善指導を受けたにも関わらず改善に向けた取組みを行わない場合は、資金の交付が停止され、返還となります。

5 所得税の確定申告又は住民税申告（2月中旬～3月中旬）

・前年の1月～12月の所得を申告してください。

6 中間評価の実施

・経営開始3年目が終了した時点で、農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を確認し、評価にて就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等を参考に審査を行います。

基準：経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得目標の概ね1/2を達成する者。

区分：A評価（順調） B評価（順調ではない）の2段階

※B評価の場合、資金の交付が停止されます。